## 宇城圏域障がい者 基幹相談支援センター とは・・・

障害者総合支援法において定められる「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」であり、障害者相談支援事業等の実施に合わせ、全障害に関する専門的な相談支援を実施しています。当センターは宇城市・宇土市・美里町からの業務委託を受け、障害、難病のある方やそのご家族等はもちろん、地域住民や支援機関の皆さまからのご相談にも応じます。また必要に応じ、地域の様々な支援機関と連携し、相談者各々に合ったサービスをコーディネートいたします。

相談料は無料です。障害者相談 支援の経験が豊富なスタッフが対応 いたします。

お気軽にご相談ください。





# 宇城圏域障がい者基幹相談支援センターきょうせい

〒869-0503 熊本県宇城市松橋町きらら 2-3-13-1F

開館時間:平日8:30~17:30

TEL: 0964-27-5985

FAX: 0964-27-5986

E-mail: kikan@yukizono.com

### 宇城圏域

障がい者基幹相談支援センター

きょうせり



共生とは共に生きるということ。

共に生きるとは、障害がある人もない人も

共に支えあうということ。

つなげよう支えあいの輪。

#### ① 総合的・専門的な相談

- ・身体、知的、精神、発達障害等に係る専門的相談支援
- ・相談支援に係る関係機関との連携・調整

#### ② 権利擁護・虐待の防止

- ・成年後見制度利用支援事業の利用援助
- ・成年後見制度についての広報啓発
- ・障がい者虐待、差別の防止に向けた取組

#### ③ 地域移行・地域定着の促進

- ・地域移行に向けた普及啓発
- ・地域相談支援対象者のコーディネート



#### ④ 相談支援事業者への支援

- ・地域の相談支援体制強化の取組
- ・地域の相談支援事業者への専門的な指導助言、

人材育成



・地域の相談機関との連携強化

#### ⑤ その他の取組

- ・障害児・者福祉サービス提供事業者への支援
- ・宇城圏域における協議会の運営に関する業務
- ・障害者施策等の周知広報
- 関係機関との連絡調整



#### 地域生活支援拠点等整備事業

宇城圏域(宇城市・宇土市・美里町)では、障がい者 等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援 のための機能を整備し地域全体で支える支援体制の構 築に取り組んでいます。また、当センターでは拠点機能の コーディネートを行っています。

#### 宇城圏域障害者虐待防止センター

#### 虐待防止センター受付窓口

住所:宇城市松橋町きらら 2-3-13-1F

(宇城圏域障がい者基幹相談支援センターきょうせい内)

開館時間:平日8:30~17:30

TEL: 0964-27-5985

(時間外通報届出連絡先 080-8390-7659)

FAX: 0964-27-5986

E-Mail: kikan@yukizono.com

障害者虐待防止法は障がいのある人へのあらゆ る虐待を禁止しています。

虐待防止センターでは、虐待を発見した人からの 通報や、虐待を受けた障がい者本人からの届け 出を受付ています。

※また通報した方の情報は守られ、施設等の職員が通報した場合も、通報した事を理由に不当な扱いをすることは禁じられています。

虐待を疑われる場合等はまずご相談ください。